

第10回 個室とプライバシー

近畿大学 建築学部
准教授 山口 健太郎



【経歴】

京都大学大学院を卒業後、株式会社メトス、国立保健医療科学院協力研究員を経て2008年より近畿大学理工学部建築学科講師。2011年4月より現職。

特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護などの研究を行うかたわら、高齢者施設の設計にも関わる。主な建物に「ケアタウンたちばな、設計監修、大牟田市」などがある。

高齢者施設における個室の主な利点は「プライバシーの確保」と「個人領域の形成」にある。多くの方が個室の利点と聞いてイメージするのはプライバシーの確保であるが、プライバシーについて定義することは難しい。

プライバシーを広辞苑（DVD-ROM版）で引くと「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」とある。個人の私生活が他人に干渉されない、ということだが、漠然としていて理解しにくい。そこで、より具体的なものとしてアラン・ウェスティンが提唱したプライバシーの定義がある。ウェスティンはプライバシー権を「個人、グループ又は組織が自己に関する情報を、何時どのよう、またどの程度に他人に伝えるかを自ら決定できる権利である」とし、プライバシーを、「自己に関する情報の流通をコントロールする個人の能力のことである」と定義した。一般的にプライバシーとは他者に侵害されたくない個人の情報というように「防御」に視点がいきがちであるが、ウェスティンは「伝える情報」と「伝わる情報」の双方を自ら制御できることに基づいている。

これを多床室と個室の違いにあてはめると、「家族と話をしている声や、トイレのにおい」などは他者に伝えたくない情報であり、「隣の人のテレビの音」など伝わってほしくない情報となる。多床室では音やにおい、視線の制御が困難であるため、プライバシーが侵害されてしまう。個室であれば、壁で囲われているため視線やにおいを遮ることができ、音についてもかなり制御することができる。

その一方で、一人で寂しい時などは少し自分の情報を公開し、自らのことを他人（スタッフ）に把握してもらいたいという場合もある。写真①は廊下と部屋の境界線に雪見障子を設けた事例である。独りになりたいときは障子を閉め、寂しい時は少し障子をあけて外の雰囲気を取り込むことができる。



写真1 雪見障子のある個室



写真2 扉の開いた個室

それでは写真2のように個室の扉のドアが開いた状態はプライバシーという観点からどのように解釈できるだろうか。

① 入居者自らがドアを開けている場合→プライバシーが護られている。
自らの情報を公開している。

② 見守りのためにスタッフがドアを開けている場合→プライバシーが損なわれている可能性がある。本人の意思を確認していない場合。

写真2からプライバシーは個室により護られるのではなく、その考え方を理解したケアと合わさることで護られることがわかる。同じような事例をもう一つ紹介したい。まず、個室で排せつ介助を済ませて出てきたスタッフの姿を想像してもらいたい。スタッフはどのような姿で個室から出てきたらだろうか。

① バケツとナイロン袋を持って出てきたスタッフ

② 手提げ袋（柄のついたマイバックのような袋）を持って出てきたスタッフ
プライバシーの観点から考えると②が望ましい。①はバケツとナイロン袋を持っている姿をリビングにいる人が見ると、多くの人が排せつ介助後の姿だと気づく。個室の人からすれば排せつ介助をされたという情報が皆に伝わってしまい、プライバシーが侵害される。

まとめると多床室という仕切りのない環境から、個室という壁で囲われた環境になることで、際限なく流出、流入している情報を堰き止めることができる。だが、個室だからといってプライバシーが満足されるわけではない。個室には、プライバシーを護るだけではなく、自分の存在を外に表出していく、または、外の雰囲気や内に取り込むなど、情報の制御が可能な境界線のデザインが求められている。

引用：青柳武彦、プライバシー＝自己情報コントロール権」説の批判的一考察、情報社会学会誌、Vol. 2, 2008. 3

参考文献：ジャパンプライバシーセンター株式会社 HP：<http://www.excellent-privacy.com/index.html>

ベッドまわりの環境学 川口孝泰 医学書院

日本ユニットケア推進センター主催 施設管理者研修 井上由起子氏による講義テキストより